



平成20年5月27日

各 位

会社名 株式会社サンウッド  
代表者名 代表取締役社長 中島 正章  
(JASDAQ・コード8903)  
問合せ先  
取締役 経営企画本部長 岡本 真人  
電話 03-5425-2661

**株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集要項の  
決定を当社取締役会に委任する件に関するお知らせ**

(会社法第236条、238条及び239条に規定される新株予約権の発行)

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第236条、238条及び239条に規定に基づき、当社の役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成20年6月25日(水)開催予定の当社第12回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集を必要とする理由

本議案の株式報酬型ストックオプションは、当社の役員に対し、原則として退任日の翌日から権利行使を可能とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を無償で発行するものであります。これは当社の役員報酬において、当社の株価や業績との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、適正な会社経営を通じて株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的としております。

なお、当社はこれまでも役員退職慰労金制度はありませんでしたが、今後も同制度に代えて役員に対し、在任中の当社株主総会での承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行していくことを予定しております。

2. 本総会の決議に基づき取締役会に委任することができる募集新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限

新株予約権300個を上限とする。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式300株を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。なお、本総会における決議の日(以下、「決議日」という。)以後、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、

同様。) または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割（または株式併合）の比率

また、上記のほか、決議日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月26日から平成40年6月25日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算に結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記i. に定める資本金等増加限度額から上記i. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑦その他の新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権者は、上記③の期間内において、当社の役員がその地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。但し、当社の取締役会において相当の理由があると判断した場合は、役員在任中の権利行使を認めるものとする。
- ii. 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。

(注) 上記の内容については、平成20年6月25日開催予定の第12回定時株主総会において「株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上